

資料4

永住許可の早期許可について

永住者の地位

- ・ 永住者は在留活動及び在留期間の制限もなく、法的に最も安定した地位が与えられる。在留資格を取り消されたり退去強制されたりしない限り、その在留資格を失うことではなく、さらに日本人と同様の社会保障サービスを受けることができる。また、永住者の配偶者及び子は比較的短期間で自ら永住者となることができる。
- ・ 現行制度では、永住許可には原則として引き続き10年以上本邦に在留することが必要。

永住許可申請までの在留期間の短縮についてどう考えるか。

<5年とする場合の理由>

- ・ 「我が国に貢献があると認められる者」については、5年で永住許可をしている。
←今回の制度の対象者が「我が国のイノベーションに資する者」であることに鑑みれば、「我が国に貢献があると認められる者」と同様と考えられるのではないか。

<3年とする場合の理由>

- ・ 「地域再生計画に基づき特定研究等活動等」を行う外国人について、我が国への貢献が認められる者については、永住許可に係る在留実績を3年以上に短縮する措置をすでに講じている。
←現行の3年間の短縮措置は特定性、個別性が強く、ポイント制の運用とは異なるのではないか。3年間の実績のみでその後の安定した日本での生活が確保されると考えてよいか。

- 永住権申請のためには在留期間中、全期間でポイントを充足している必要があるのか。そうでないとしたら、どのような条件が必要なのか。

永住許可に関するガイドライン

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

(2) 独立生計を営むに足りる資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留することを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には(2)に適合することを要しない。

2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

(3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

(4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること。

※「我が国への貢献」に関するガイドラインを参照して下さい。

平成18年3月31日
入国管理局

本ガイドラインは、従来未公表であった、永住許可の「我が国への貢献」に関する基準について現時点において可能な範囲で示したものである。今後も関係各方面の意見を聴きつつ更なる許可要件の緩和、明確化・透明化について検討し、本ガイドラインの改定を図っていくこととする。

「我が国への貢献」に関するガイドライン

次のいずれかに該当し、かつ、5年以上日本において社会生活上問題を生ぜしめることなく滞在してきたこと。

1 各分野に共通

- 國際機関若しくは外国政府又はこれらに準ずる機関から、國際社會において權威あるものとして評価されている賞を受けた者
例：ノーベル賞、フィールズ賞、プリッカー賞、レジオンドヌール勲章
- 日本国から次のような賞を受けた者
国民栄誉賞、勲章、文化勲章又は褒章（紺綬褒章及び遺族追賞を除く）、日本國際賞
- 日本国政府又は地方自治体から委員等として任命、委嘱等されて公共の利益を目的とする活動を概ね3年以上行った者
- 医療、教育その他の職業活動を通じて、日本社会又は地域社会の維持、発展に多大な貢献のあった者

2 外交分野

- 外交使節団又は領事機関の構成員として我が国で勤務し、日本とその者の派遣国との友好又は文化交流の増進に功績があった者
- 日本の加盟する国際機関の事務局長、事務局次長またはこれらと同等以上の役職として勤務した経歴を有する者

3 経済・産業分野

- 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の経営に概ね3年以上従事している者又はかつてこれらの企業の経営に概ね3年以上従事したことがある者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- 日本の上場企業又はこれと同程度の規模を有する日本国内の企業の管理職又はこれに準ずる職務に概ね5年以上従事している者で、その間の活動により我が国の経済又は産業の発展に貢献のあった者
- 我が国の産業の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者
例：グッドデザイン賞（財団法人日本産業デザイン振興会主催）の大賞又は特別賞
- 先端技術者、高度技術者等としての活動により、我が国の農林水産業、工業、商業その他の産業の発展に多大な貢献があった者

4 文化・芸術分野

- 文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野における権威あるものとして一般的評価を受けている賞を受けた者
例：ベネチア・ビエンナーレ金獅子賞、高松宮殿下記念世界文化賞、アカデミー賞各賞、カンヌ映画祭各賞、ベネチア映画祭各賞、ベルリン映画祭各賞
- 文学、美術、映画、音楽、演劇、演芸その他の文化・芸術分野で指導者又は指導的地位にある者として、概ね3年以上日本で活動し、日本の文化の向上に貢献のあった者

5 教育分野

- 学校教育法に定める日本の大学又はこれに準ずる機関の常勤又はこれと同等の勤務の実体を有する教授、助教授又は講師として、日本で概ね3年以上教育活動に従事している者又はかつて日本で概ね3年以上これらの職務に従事したことのある者で、日本の高等教育の水準の向上に貢献のあった者

6 研究分野

- 研究活動により顕著な成果を挙げたと認められる次の者
 - ① 研究活動の成果としての論文等が学術雑誌等に掲載され、その論文が他の研究者の論文等に複数引用されている者
 - ② 公平な審査過程を経て掲載が決定される学術雑誌等へ研究活動の成果としての論文等が複数掲載されたことがある者
 - ③ 権威ある学術雑誌等に研究活動の成果としての論文等が多数掲載されている者
 - ④ 権威あるものとして一般的に評価されている学会において、高い評価を受けて講演等をしたことがある者

7 スポーツの分野

- オリンピック大会、世界選手権等の世界規模で行われる著名なスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、日本における当該スポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者
- 国際的規模で開催されるスポーツ競技会その他の大会の上位入賞者又はその監督、指導者等としてその入賞に多大な貢献があった者で、概ね3年以上日本においてスポーツ等の指導又は振興に係る活動を行っている者
- 我が国におけるスポーツ等の振興に多大な貢献のあった者

8 その他の分野

- 社会・福祉分野において、日本社会の発展に貢献し、全国規模の選抜の結果として賞を受けた者
例：ワンモアライフ勤労者ボランティア賞、社会貢献者表彰の各賞
- 日本における公益的活動を通じて、我が国の社会、福祉に多大な貢献のあった者

※申請に際しての注

上記に該当するものとして、永住許可申請を行う場合には、具体的な貢献内容が明らかとなるよう、次ページの様式に記入し、貢献に関する資料を添付した上で、申請書その他の資料とともに提出してください。

[ホーム > 施策情報詳細](#)

施策情報詳細

事業名:外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業

平成22年施策

地域類型**施策概要**

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件(在留実績期間)の緩和を行うこととする。地域再生計画の認定を支援の要件とする。

支援内容**対象となる事業**

本支援措置は、地域再生計画において明示された当該地域再生計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表第1の5の表の下欄(イ又はロのいずれかに該当するものに限る。)に掲げる活動を行う外国人であって、当該事業において我が国への貢献があると認められる者が対象となります。

支援内容

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、本支援措置は、地域再生計画において明示された当該地域再生計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)別表第1の5の表の下欄(イ又はロのいずれかに該当するものに限る。)に掲げる活動を行う外国人であって、当該事業において我が国への貢献があると認められる者について、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。なお、「我が国への貢献」については、永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、入管法別表第1の5の表の下欄(イ又はロのいずれかに該当するものに限る。)に掲げる活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

支援の利用方法

本支援措置は、地域再生計画の認定を支援の要件としていますので、地域再生計画を作成し内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

[m1913.pdf 資料\(PDF 198KB\)](#)**対象者**

詳細は資料参照

府省庁名

法務省

問い合わせ先

入国管理局総務課入国管理企画官室

TEL:03-3580-4111(内線2793)

関連サイト**施策事例情報**

1－5 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業（法務省）：【B0501】

① 支援措置を設ける趣旨及び概要

質の高い研究開発の推進や当該研究開発の成果を実用化した新規事業の創出等に取り組む地域における、特定の研究機関等で研究等を行う外国人研究者、情報処理技術者であって、我が国への貢献が認められる者については、永住許可要件（在留実績期間）の緩和を行うこととし、当該地域における高度人材の定着を促進し、地域の持続的活性化等に資することを目的とするものです。

② 支援措置の内容

(1) 制度概要

社会、経済等の分野において我が国への貢献があると認められる外国人は、永住許可の要件について、求められる在留実績が10年以上から5年以上に短縮されているところ、本支援措置は、地域再生計画において明示された当該地域再生計画の区域内に所在する公私の機関の施設において、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第1の5の表の下欄（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に掲げる活動を行う外国人であって、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者について、当該在留実績を3年以上に短縮する措置を講じるものです。

なお、「我が国への貢献」については、永住者の在留資格は在留活動及び在留期間の制限のない最も安定した法的地位であり、永住許可については特に慎重な審査を行う必要があるところですが、入管法別表第1の5の表の下欄（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に掲げる活動を通じて地域社会の活性化に貢献する等、対象となる外国人が日本社会に永住することが日本国にとって有益であるかどうかという観点から、個々の申請について判断することとなります。

(2) 要件

ア 本支援措置の対象となる公私の機関の施設が、地域再生計画の区域内に所在することが必要です。

イ 上記アの公私の機関が、①「高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関」若しくは②「情報処理（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定する情報処理を行う。）に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関」であることが必要です。

なお、上記の法務省令とは「出入国管理及び難民認定法別表第1の5の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）」をいいます。

ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関の施設において、入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に従事するものであることが必要です。

- ③ 支援措置に係る必要な手続
特になし。
- ④ 認定申請にあたって必要な書類
特になし。
- ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定に必要な記載事項

(1) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

本支援措置を活用して取組む地域再生の具体的な内容（例えば、事業スケジュール、事業主体）を記載してください。

なお、本支援措置は高度人材の活用を通じた地域の活性化等に資することを目的とするものですので、本支援措置を活用して取組む地域再生のための取組と地域再生計画の目標との関連に留意してください。

(2) 支援措置の適用に必要な要件を満たしていること

次の事項を記載してください。

ア 本支援措置の対象となる公私の機関（機関名、施設名、施設の所在地、機関の概要、当該施設における外国人の活動内容）

イ アの機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令（平成18年法務省令第79号）に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

ウ 本支援措置の適用を受けようとする外国人が、上記アで特定された公私の機関の施設において、入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動（イ又はロのいずれかに該当するものに限る。）に従事するものであること

- ⑥ 当該支援措置を活用できる時期について
期限を設けない。

○措置の区分：通達

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

地域再生基本方針に定める地域再生計画と連動する施策実施に伴う事務取扱いについて
(平成19年4月27日法務省管在第1769号通達)

○支援措置に係る現行規定の概要：なし

出入国管理及び難民認定法
(昭和二十六年十月四日政令第三百十九号)

別表第一の五
五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	<p>法務大臣が個々の外国人について次のイからニまでのいずれかに該当するものとして特に指定する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関(高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究の効率的推進又はこれに関連する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の施設において当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育をする活動(教育については、大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校においてするものに限る。)又は当該活動と併せて当該特定の分野に関する研究、研究の指導若しくは教育と関連する事業を自ら経営する活動</p> <p>ロ 本邦の公私の機関(情報処理(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。)に関する産業の発展に資するものとして法務省令で定める要件に該当する事業活動を行う機関であつて、法務大臣が指定するものに限る。)との契約に基づいて当該機関の事業所(当該機関から労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者として他の機関に派遣される場合にあつては、当該他の機関の事業所)において自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する情報処理に係る業務に従事する活動</p> <p>ハ イ又はロに掲げる活動を行う外国人の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動</p> <p>ニ イからハまでに掲げる活動以外の活動</p>

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令

(平成十八年十月二十四日法務省令第七十九号)

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の事業活動の要件を定める省令を次のように定める。

第一条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第一の五の表の下欄イに規定する法務省令で定める事業活動の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 高度な専門的知識を必要とする特定の分野に関する研究(以下「特定研究」という。)を目的とするものであること。
- 二 特定研究を行う本邦の公私の機関(以下「特定研究機関」という。)が、当該特定研究に必要な施設、設備その他の研究体制を整備して行うものであること。
- 三 特定研究の成果が、当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に現に利用され、又は当該利用が相当程度見込まれるものであること。

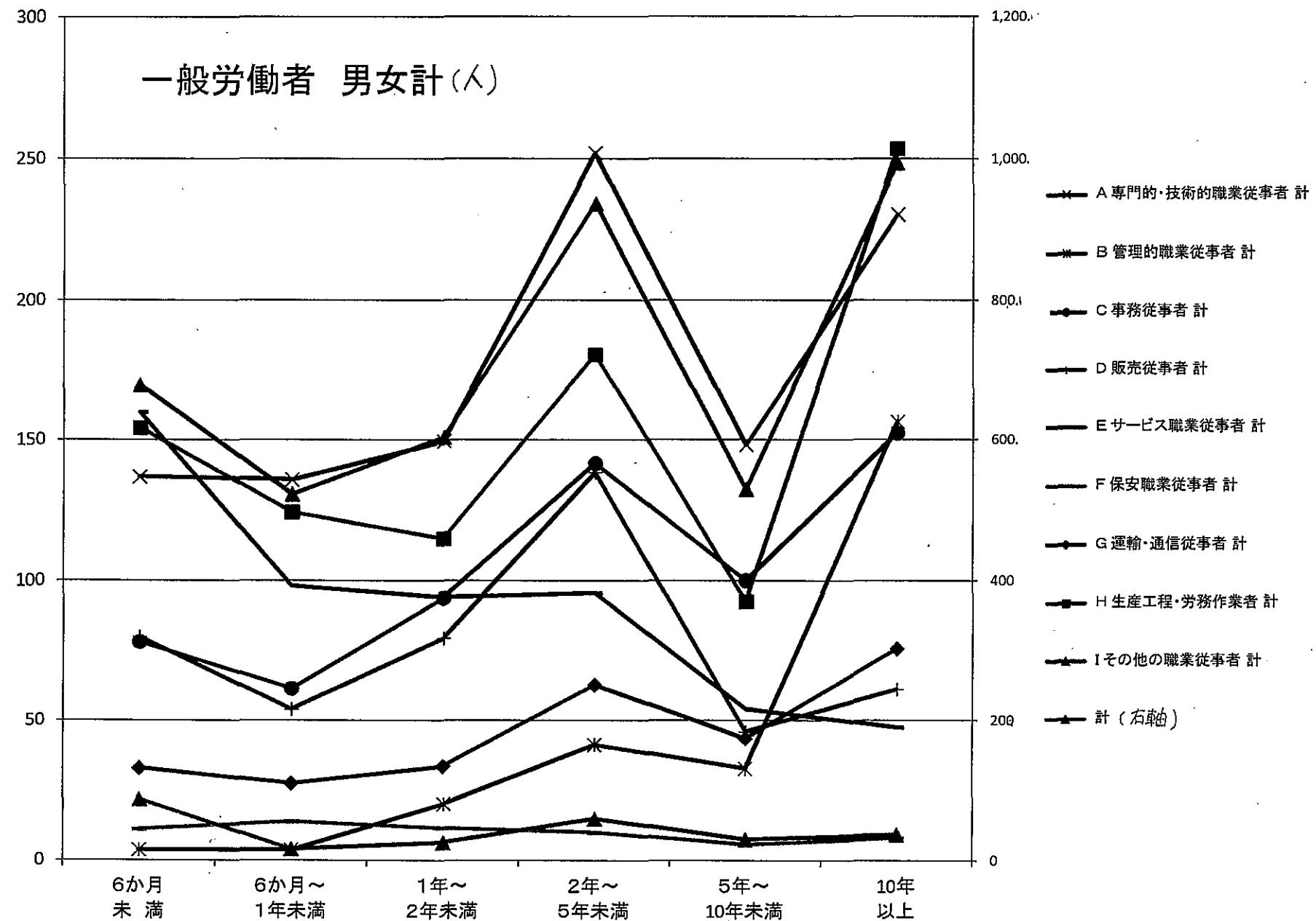
四 法別表第一の五の表の下欄(イに係る部分に限る。)に掲げる活動を行う外国人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

第二条 法別表第一の五の表の下欄ロに規定する法務省令で定める事業活動の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
一 情報処理に関する産業に属するもの(情報処理に係る業務について行う労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する労働者派遣事業に係るものを含む。以下「情報処理事業活動等」という。)であること。

二 情報処理事業活動等を行う本邦の公私の機関(以下「情報処理事業等機関」という。)が、情報処理に関する外国人の技術又は知識を活用するために必要な施設、設備その他の事業体制を整備して行うもの(当該情報処理事業等機関が労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主である場合にあっては、同法第三十一条に規定する派遣先が当該事業体制を整備するように必要な措置を講じて行うもの)であること。

三 法別表第一の五の表の下欄(ロに係る部分に限る。)に掲げる活動を行う外国人の在留に係る十分な管理体制を整備して行うものであること。

「雇用動向調査」（平成21年）職業（大分類）、性、就業形態、勤続期間別離職者数



景気基準日付

	谷	山	谷	期間		
				拡張	後退	全循環
第1循環		1951年6月	1951年10月		4ヶ月	
第2循環	1951年10月	1954年1月	1954年11月	27ヶ月	10ヶ月	37ヶ月
第3循環	1954年11月	1957年6月	1958年6月	31ヶ月	12ヶ月	43ヶ月
第4循環	1958年6月	1961年12月	1962年10月	42ヶ月	10ヶ月	52ヶ月
第5循環	1962年10月	1964年10月	1965年10月	24ヶ月	12ヶ月	36ヶ月
第6循環	1965年10月	1970年7月	1971年12月	57ヶ月	17ヶ月	74ヶ月
第7循環	1971年12月	1973年11月	1975年3月	23ヶ月	16ヶ月	39ヶ月
第8循環	1975年3月	1977年1月	1977年10月	22ヶ月	9ヶ月	31ヶ月
第9循環	1977年10月	1980年2月	1983年2月	28ヶ月	36ヶ月	64ヶ月
第10循環	1983年2月	1985年6月	1986年11月	28ヶ月	17ヶ月	45ヶ月
第11循環	1986年11月	1991年2月	1993年10月	51ヶ月	32ヶ月	83ヶ月
第12循環	1993年10月	1997年5月	1999年1月	43ヶ月	20ヶ月	63ヶ月
第13循環	1999年1月	2000年11月 (暫定)	2002年1月 (暫定)	22ヶ月	14ヶ月	36ヶ月
第14循環	2002年1月	2007年10月	2009年3月	69ヶ月	17ヶ月	86ヶ月
第13循環までの 平均				33ヶ月	16ヶ月	50ヶ月

(別紙1)



生活保護における外国人の取扱いについて

1. 憲法と生活保護との関係

生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とするものであるが、憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民のみを対象としている。

2. 一定の外国人への準用

ただし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法を準用している。具体的には、

- ①出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第2の在留資格を有する者（永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等）
- ②日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の特別永住者（在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人）
- ③入管法上の認定難民

等が生活保護法の準用の対象となる。したがって、これら以外の者は対象とならない。

（参考）入管法上、在留資格審査に関する取扱い

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

三 貧困者、放浪者等で生活上困窮又は地方公共団体の負担となるおそれのある者

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（中略）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

四 当該外国人が第五条第一項各号のいずれにも該当しないこと（以下略）。

※定住者としての地位を有する者としての在留資格認定のための申請関係書類

①戸籍謄本、婚姻証明書、出生証明書その他の当該外国人の身分関係を証する文書

②在留中の一切の経費を支弁できることを証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その収入を証する文書

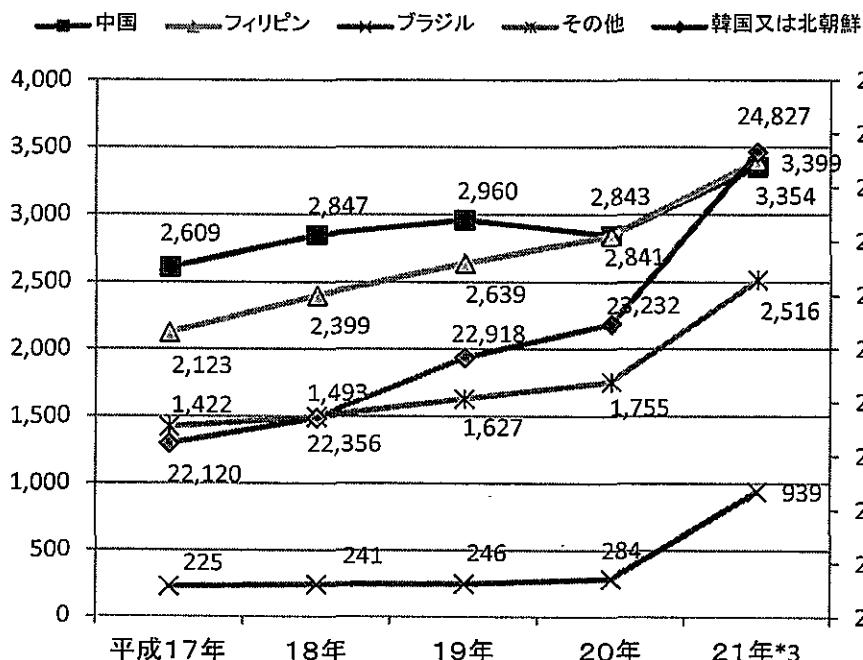
③本邦に居住する身元保証人の身元保証書

外国人被保護世帯の状況

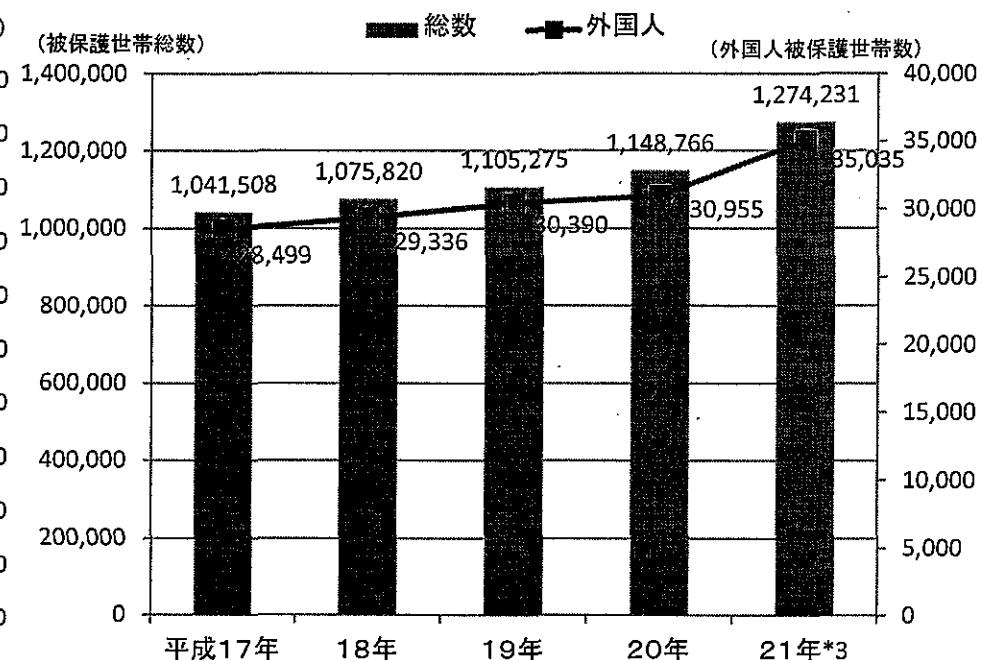
○地方自治体における外国人の定住・就労支援への取組に関する調査(JILPT 2010)

- ・外国人の生活・就労支援の問題点として、外国人集住都市の5割以上で「失業した外国人に対する生活保護費の増加」を指摘。
- ・外国人集住都市における外国人を対象とした施策の関連予算総額(19都市分の合計)は3年間で2.8倍、3億9400万円増加(平成20年度→平成22年度)。

【図1】外国人生活保護被保護世帯数の推移



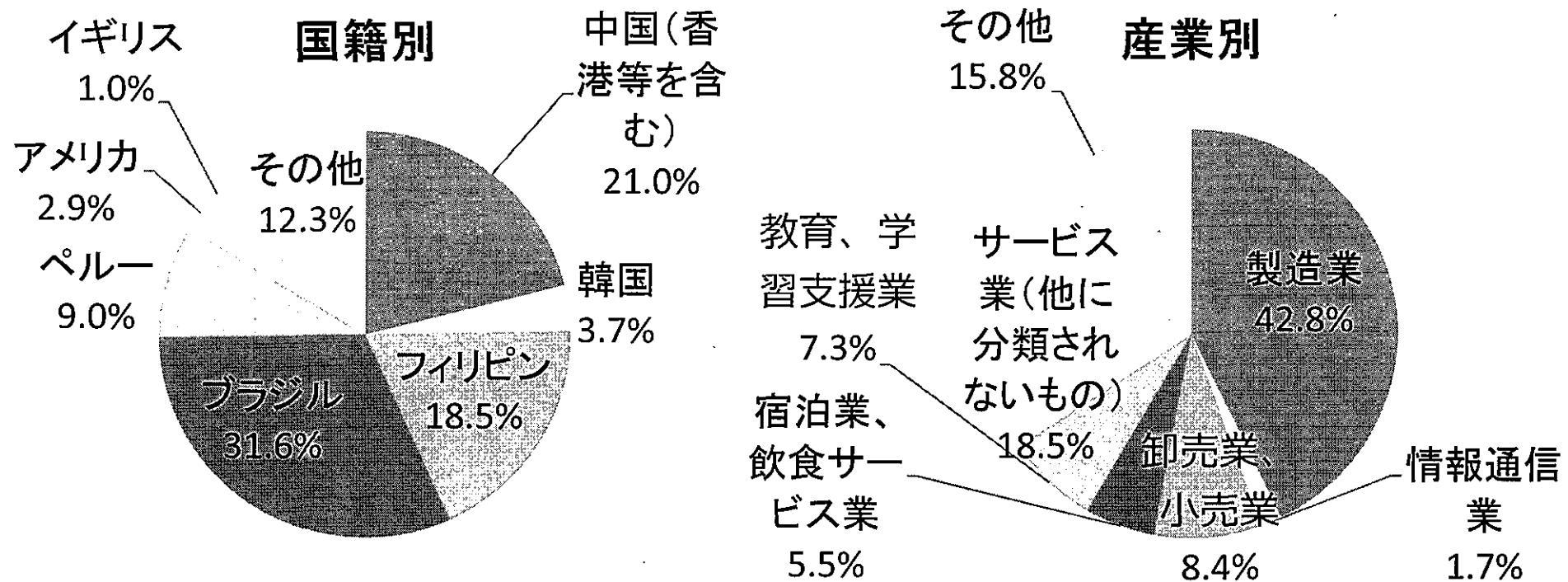
【図2】生活保護被保護世帯数の推移



資料出所:【図1】被保護者全国一斉調査(基礎調査) (注)*1. 各年7月1日現在、*2. 世帯主が日本国籍を有しない世帯数、*3. 21年については速報値
【図2】福祉行政報告例 ※外国人被保護世帯数については、被保護者全国一斉調査(基礎調査)

永住者の在留資格に基づき日本国内で就労する外国人の属性

- 平成22年度10月末の外国人労働者数は約65万人
(そのうち永住者は 約14万人)
- 永住者の国籍別では、ブラジル31.6%、中国21.0%、フィリピン18.5%の順で多く、この3カ国で全体の約7割を占める。
- 産業別では、製造業が4割を超える。



(別表1) 国籍別・在留資格別外国人労働者数

平成22年10月末現在

単位：人

	総 数	①専門的・技術的分野の在留資格			②特定活動	③技能実習	④資格外活動		⑤身に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術	うち人文知識・国際業務			留学・就学	その他	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	649,982	110,586 (17.0%)	35,437 (5.5%)	42,022 (6.5%)	123,342 (19.0%)	11,026 (1.7%)	90,675 (14.0%)	17,416 (2.7%)	296,834 (45.7%)	136,982 (21.1%)	70,899 (10.9%)	5,136 (0.8%)	83,817 (12.9%)	103 (0.0%)
中国 (香港等を含む)	287,105 【44.2%】	49,498 (17.2%)	19,244 (6.7%)	21,250 (7.4%)	93,731 (32.6%)	8,513 (3.0%)	69,179 (24.1%)	13,102 (4.6%)	53,038 (18.5%)	28,790 (10.0%)	14,612 (5.1%)	1,774 (0.6%)	7,862 (2.7%)	44 (0.0%)
韓国	28,921 【4.4%】	11,876 (41.1%)	5,275 (18.2%)	4,369 (15.1%)	1,979 (6.8%)	4 (0.0%)	6,536 (22.6%)	616 (2.1%)	7,908 (27.3%)	5,104 (17.6%)	2,250 (7.8%)	155 (0.5%)	399 (1.4%)	2 (0.0%)
フィリピン	61,710 【9.5%】	2,773 (4.5%)	1,400 (2.3%)	446 (0.7%)	6,834 (11.1%)	655 (1.1%)	213 (0.3%)	399 (0.6%)	50,825 (82.4%)	25,314 (41.0%)	11,628 (18.8%)	917 (1.5%)	12,966 (21.0%)	11 (0.0%)
ブラジル	116,363 【17.9%】	513 (0.4%)	76 (0.1%)	66 (0.1%)	144 (0.1%)	7 (0.0%)	91 (0.1%)	15 (0.0%)	115,579 (99.3%)	43,290 (37.2%)	23,534 (20.2%)	591 (0.5%)	48,164 (41.4%)	14 (0.0%)
ペルー	23,360 【3.6%】	103 (0.4%)	16 (0.1%)	13 (0.1%)	70 (0.3%)	4 (0.0%)	54 (0.2%)	7 (0.0%)	23,115 (99.0%)	12,392 (53.0%)	2,169 (9.3%)	618 (2.6%)	7,936 (34.0%)	7 (0.0%)
G 8 +オーストラリア +ニュージーランド	46,221 【7.1%】	27,852 (60.3%)	2,268 (4.9%)	11,749 (25.4%)	909 (2.0%)	0 (0.0%)	721 (1.6%)	394 (0.9%)	16,340 (35.4%)	8,364 (18.1%)	7,398 (16.0%)	124 (0.3%)	454 (1.0%)	5 (0.0%)
うちアメリカ	19,557 【3.0%】	11,924 (61.0%)	638 (3.3%)	4,535 (23.2%)	51 (0.3%)	0 (0.0%)	209 (1.1%)	128 (0.7%)	7,243 (37.0%)	3,941 (20.2%)	3,044 (15.6%)	45 (0.2%)	213 (1.1%)	2 (0.0%)
うちイギリス	7,648 【1.2%】	4,725 (61.8%)	363 (4.7%)	2,247 (29.4%)	113 (1.5%)	0 (0.0%)	81 (1.1%)	31 (0.4%)	2,697 (35.3%)	1,374 (18.0%)	1,255 (16.4%)	14 (0.2%)	54 (0.7%)	1 (0.0%)
その他	86,302 【13.3%】	17,971 (20.8%)	7,158 (8.3%)	4,129 (4.8%)	19,675 (22.8%)	1,843 (2.1%)	13,881 (16.1%)	2,883 (3.3%)	30,029 (34.8%)	13,728 (15.9%)	9,308 (10.8%)	957 (1.1%)	6,036 (7.0%)	20 (0.0%)

注1: () 内は、外国人労働者数総数に対する当該国籍の者の比率。 () 内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。

注2: 在留資格「特定活動」(②)は、技能実習生、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。

注3: 平成22年7月に「技能実習」の在留資格が新設された。それ以前に技能実習生として雇い入れられた労働者は「特定活動」の在留資格として届出されている。

(別表3) 都道府県別・在留資格別外国人労働者数

平成22年10月末現在

単位：人、%

	全在留 資格計	①専門的・技術的分野の在留資格			②特定活動 (構成比)	③技能実習 (構成比)	④資格外活動		⑤身分に着つく在留資格					⑥不明 (構成比)
		計 (構成比)	うち技術 者	うち人文知 識・国際業 務			留学・就学 (構成比)	その他	計 (構成比)	うち永住 者	うち日本 人の配偶 者等	うち永住 者の配偶 者等	うち定住 者	
		649,982	110,586 (17.0)	35,437	42,022	123,342 (19.0)	11,026 (1.7)	80,675 (14.0)	17,416	296,834 (45.7)	136,982	70,899	5,136	83,817 (103.0)
1 北海道	8,145	1,527 (18.7)	119	484	3,573 (43.9)	499 (6.1)	1,129 (13.9)	203	1,211 (14.9)	709	397	18	87	3 (0.0)
2 青森	1,495	207 (13.8)	1	55	899 (60.1)	49 (3.3)	60 (4.0)	35	245 (16.4)	143	94	0	8	0 (0.0)
3 岩手	2,425	150 (6.2)	18	35	1,248 (51.5)	316 (13.0)	150 (6.2)	23	536 (22.1)	257	220	8	51	2 (0.1)
4 宮城	4,228	927 (21.9)	98	216	1,198 (28.3)	22 (0.5)	971 (23.0)	102	1,008 (23.8)	584	299	17	108	0 (0.0)
5 秋田	1,494	205 (13.7)	13	34	865 (58.0)	59 (3.9)	97 (6.5)	21	246 (16.5)	151	76	2	17	0 (0.0)
6 山形	2,036	191 (9.4)	34	43	901 (44.3)	54 (2.7)	61 (3.0)	26	803 (39.4)	569	177	10	47	0 (0.0)
7 福島	3,767	505 (13.4)	86	110	1,398 (37.1)	44 (1.2)	194 (5.1)	128	1,498 (39.8)	809	451	27	211	0 (0.0)
8 茨城	16,910	1,759 (10.4)	325	293	5,289 (31.3)	300 (1.8)	790 (4.7)	247	8,519 (50.4)	2,938	2,206	120	3,255	6 (0.0)
9 栃木	12,438	649 (5.2)	194	230	2,290 (18.4)	223 (1.8)	312 (2.5)	111	8,851 (71.2)	3,532	1,947	120	3,252	2 (0.0)
10 群馬	14,726	916 (6.2)	288	275	2,509 (17.0)	154 (1.0)	419 (2.8)	190	10,536 (71.5)	4,152	2,445	170	3,769	2 (0.0)
11 埼玉	28,038	3,193 (11.4)	837	1,059	3,605 (12.9)	346 (1.2)	2,160 (7.7)	1,067	17,681 (63.0)	8,109	4,750	368	4,434	5 (0.0)
12 千葉	21,448	2,429 (11.3)	583	995	3,915 (18.3)	174 (0.8)	3,063 (14.3)	702	11,161 (52.0)	5,133	3,244	241	2,543	4 (0.0)
13 東京	154,610	52,255 (33.8)	20,890	21,000	5,893 (3.8)	292 (0.2)	41,346 (26.7)	7,047	47,767 (30.9)	24,953	14,628	1,047	7,139	10 (0.0)
14 神奈川	38,555	7,615 (19.8)	3,698	2,035	2,227 (5.8)	308 (0.8)	3,807 (9.9)	1,001	23,593 (61.2)	12,069	5,536	598	5,390	4 (0.0)
15 新潟	4,798	564 (11.8)	55	233	1,810 (37.7)	74 (1.5)	624 (13.0)	117	1,608 (33.5)	776	639	16	178	0 (0.0)
16 富山	5,277	411 (7.8)	77	157	2,048 (38.8)	429 (8.1)	295 (5.6)	119	1,973 (37.4)	920	448	30	575	1 (0.0)
17 石川	4,776	560 (11.7)	81	168	1,891 (39.6)	108 (2.3)	812 (17.0)	100	1,302 (27.0)	568	307	20	407	3 (0.1)
18 福井	4,514	263 (5.8)	47	70	2,088 (46.3)	511 (11.3)	126 (2.8)	31	1,495 (33.1)	747	388	13	347	0 (0.0)
19 山梨	4,984	398 (8.0)	115	126	571 (11.5)	14 (0.3)	301 (6.0)	70	3,629 (72.8)	1,481	887	37	1,224	1 (0.0)
20 真野	11,920	921 (7.7)	261	349	2,544 (21.3)	209 (1.8)	366 (3.1)	143	7,737 (64.9)	3,015	2,142	101	2,479	0 (0.0)
21 岐阜	19,135	982 (5.1)	224	418	7,805 (40.8)	405 (2.1)	596 (3.1)	155	9,192 (46.0)	4,631	1,341	147	3,073	0 (0.0)
22 愛知	38,802	2,235 (5.8)	598	645	5,412 (13.9)	670 (1.7)	2,047 (5.3)	368	28,065 (72.3)	12,424	4,875	321	10,445	5 (0.0)
23 静岡	78,723	7,176 (9.1)	2,130	3,146	13,585 (17.3)	1,529 (1.9)	5,602 (7.1)	1,268	49,553 (52.9)	22,752	8,344	773	17,684	10 (0.0)
24 三重	13,527	1,026 (5.5)	275	320	4,987 (26.5)	262 (1.4)	489 (2.6)	327	11,423 (51.7)	4,633	1,774	158	4,864	7 (0.0)
25 滋賀	10,911	539 (4.9)	91	136	1,753 (16.1)	165 (1.5)	361 (3.3)	161	7,932 (72.7)	2,240	1,895	94	3,703	0 (0.0)
26 京都	7,828	1,805 (23.1)	224	492	1,232 (15.7)	126 (1.6)	2,316 (29.6)	259	2,090 (26.7)	1,195	593	53	249	0 (0.0)
27 大阪	34,609	7,763 (22.4)	1,805	3,815	5,738 (16.6)	405 (1.2)	7,020 (20.3)	765	12,915 (37.3)	5,729	3,600	247	3,339	3 (0.0)
28 兵庫	15,082	2,585 (17.1)	581	935	3,562 (23.6)	469 (3.1)	2,499 (18.6)	439	5,525 (36.6)	2,707	1,389	115	1,314	3 (0.0)
29 奈良	2,858	354 (12.4)	68	134	876 (30.7)	63 (2.2)	207 (7.2)	160	1,197 (41.9)	488	332	7	370	1 (0.0)
30 和歌山	1,103	154 (14.0)	10	69	443 (40.7)	9 (0.8)	137 (12.4)	30	324 (29.4)	154	133	5	32	0 (0.0)
31 鳥取	1,455	191 (13.1)	25	64	929 (63.6)	0 (0.0)	55 (3.8)	14	265 (18.2)	136	108	3	18	1 (0.1)
32 島根	2,363	180 (7.6)	8	37	1,077 (45.6)	54 (2.3)	78 (3.3)	65	908 (38.5)	194	342	2	371	0 (0.0)
33 岡山	8,252	1,204 (14.6)	124	855	3,659 (44.3)	355 (4.3)	1,215 (14.7)	204	1,613 (19.5)	681	542	18	372	2 (0.0)
34 広島	16,407	1,724 (10.5)	503	529	6,584 (40.1)	911 (5.6)	1,861 (11.3)	389	4,936 (30.1)	2,299	1,200	90	1,347	2 (0.0)
35 山口	3,177	393 (12.4)	53	167	1,253 (39.4)	126 (4.0)	534 (16.8)	75	795 (25.0)	435	249	18	93	1 (0.0)
36 徳島	2,854	233 (8.2)	26	52	1,988 (69.7)	116 (4.1)	121 (4.2)	13	381 (13.3)	178	156	2	45	2 (0.1)
37 香川	4,078	237 (5.8)	28	111	2,462 (60.4)	337 (8.3)	122 (3.0)	56	855 (21.0)	306	259	18	272	9 (0.2)
38 愛媛	4,511	524 (11.6)	125	161	3,051 (67.6)	34 (0.8)	271 (6.0)	51	579 (12.8)	265	191	9	114	1 (0.0)
39 高知	1,301	215 (16.5)	14	50	534 (41.0)	98 (7.5)	130 (10.0)	32	292 (22.4)	132	125	8	27	0 (0.0)
40 福岡	13,797	2,548 (18.5)	460	1,029	2,488 (18.0)	145 (1.1)	5,053 (36.6)	570	2,989 (21.7)	1,709	977	54	249	4 (0.0)
41 佐賀	1,910	216 (11.3)	22	56	823 (43.1)	65 (3.4)	515 (27.0)	28	263 (13.6)	165	73	0	25	0 (0.0)
42 長崎	2,940	501 (17.0)	48	126	1,352 (46.0)	131 (4.5)	526 (17.9)	91	338 (11.5)	221	88	4	25	1 (0.0)
43 熊本	3,444	608 (17.7)	45	166	1,665 (48.4)	101 (2.9)	289 (8.4)	79	697 (20.2)	393	242	15	47	4 (0.1)
44 大分	3,311	446 (13.5)	28	239	1,315 (39.7)	54 (1.6)	1,014 (30.6)	101	379 (11.4)	190	146	3	40	2 (0.1)
45 宮崎	1,485	258 (17.4)	15	79	924 (62.2)	4 (0.3)	40 (2.7)	32	227 (15.3)	118	86	1	22	0 (0.0)
46 鹿児島	2,480	296 (11.9)	16	70	924 (37.3)	197 (7.9)	147 (5.9)	155	760 (30.6)	424	253	5	78	1 (0.0)
47 沖縄	2,054	548 (26.7)	61	152	149 (7.3)	10 (0.5)	346 (16.8)	46	954 (46.4)	568	305	3	78	1 (0.0)

注1: () の数値は、都道府県別の外国人労働者総数(全在留資格計)に対する在留資格別外国人労働者の比率を示す。

注2: 在留資格「特定活動」(②)は、技能実習生、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計

注3: 平成22年7月に「技能実習」の在留資格が新設された。それ以前に技能実習生として雇い入れられた労働者は「特定活動」の在留資格として届出されている。

(別表6) 在留資格別・産業別外国人労働者数

平成22年10月末現在

単位：人、%

	全産業計	うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うちサービス業 (他に分類されないもの)		
		人数	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
総 数	649,982	259,362	39.9	24,634	3.8	62,812	9.7	72,289	11.1	44,531	6.9	83,746	12.9	
①専門的・技術的分野の在留資格	110,586	17,584	15.9	19,266	17.4	12,416	11.2	5,718	5.2	18,325	16.6	9,415	8.5	
うち技術	35,437	7,691	21.7	13,717	38.7	1,966	5.5	287	0.8	113	0.3	4,260	12.0	
うち人文知識・国際業務	42,022	7,004	16.7	3,839	9.1	8,463	20.1	1,667	4.0	6,182	14.7	3,594	8.6	
②特定活動	123,342	91,447	74.1	291	0.2	5,841	4.7	2,037	1.7	376	0.3	2,704	2.2	
③技能実習	11,026	8,519	77.3	13	0.1	552	5.0	37	0.3	2	0.0	204	1.9	
④活資格動外	留学・就学	90,675	5,145	5.7	777	0.9	19,889	21.9	43,259	47.7	10,092	11.1	4,685	5.2
	その他	17,416	4,041	23.2	169	1.0	3,101	17.8	5,140	29.5	792	4.5	1,832	10.5
⑤身分に基づく在留資格	296,834	132,592	44.7	4,117	1.4	20,996	7.1	16,090	5.4	14,940	5.0	64,890	21.9	
うち永住者	136,982	58,592	42.8	2,336	1.7	11,539	8.4	7,468	5.5	10,061	7.3	25,322	18.5	
うち日本人の配偶者等	70,899	28,442	40.1	1,229	1.7	5,770	8.1	4,980	7.0	4,226	6.0	15,144	21.4	
うち永住者の配偶者等	5,136	2,310	45.0	53	1.0	448	8.7	438	8.5	130	2.5	1,029	20.0	
うち定住者	83,817	43,248	51.6	499	0.6	3,239	3.9	3,204	3.8	523	0.6	23,395	27.9	
⑥不明	103	34	33.0	1	1.0	17	16.5	8	7.8	4	3.9	16	15.5	

注1：産業分類は、平成19年11月改訂の日本標準産業分類に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する各産業別外国人労働者の比率を示す。

(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の前年比較

各年10月末現在

単位: 所、人、%

	事業所数	対前年増減比	外国人労働者数	男性	女性	対前年増減比
平成20年	76,811	—	486,398	263,709	222,689	—
平成21年	95,294	24.1	562,818	300,256	262,562	15.7
平成22年	108,760	14.1	649,982	342,991	306,991	15.5

事業所

産業別	事業所総数	平成20年		平成21年		平成22年		対前年増減比	派遣・請負
		派遣	請負	派遣	請負	派遣	請負		
製造業	27,130	(7.1)	4,481	31,465	(7.0)	5,270	34,407	(7.5)	5,956
情報通信業	3,546	(5.1)	1,030	4,609	(4.8)	1,220	5,198	(4.7)	1,255
卸売業、小売業	10,911	(4.0)	1,176	14,162	(3.9)	1,446	16,515	(3.8)	1,740
宿泊業、飲食サービス業	9,041	(5.6)	546	11,724	(5.4)	596	13,680	(5.3)	840
教育、学習支援業	3,472	(10.8)	294	3,911	(10.7)	317	4,191	(10.6)	363
サービス業(他に分類されないもの)	5,763	(12.8)	3,179	7,167	(10.3)	3,762	8,337	(10.0)	4,276
その他	16,948	(4.2)	2,689	22,255	(3.9)	3,589	26,431	(3.9)	4,400
30人未満	37,444	(3.8)	6,135	48,990	(3.7)	7,986	57,555	(3.8)	9,507
30~99人	18,025	(6.0)	3,638	21,143	(5.6)	4,279	23,459	(5.8)	4,906
100~499人	12,030	(10.7)	2,662	13,662	(10.2)	2,912	14,944	(10.5)	3,181
500人以上	3,655	(23.2)	772	4,244	(22.0)	850	4,635	(22.7)	888
不明	5,657	(3.9)	188	7,255	(4.0)	273	8,167	(3.9)	348

注: () 内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数を示す。

注: 「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における①事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数、②外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。

注: 本表の産業別のデータは、日本標準産業分類(平成18年1月改訂)に対応している。

外国人労働者

在留資格別	外国人労働者総数	平成20年		平成21年		平成22年		対前年増減比	派遣・請負
		派遣	請負	派遣	請負	派遣	請負		
専門的・技術的分野の在留資格	84,878	21,574	100,309	23,156	110,586	24,562	10.2	6.1	
「うち技術」	27,303	9,875	32,543	10,814	35,437	11,137	8.9	3.0	
「うち人文知識・国際業務」	32,422	6,894	38,555	7,704	42,022	8,390	9.0	8.9	
特定活動	94,769	12,745	112,251	13,721	123,342	14,987	9.9	9.2	
技能実習	—	—	—	—	11,026	1,406	—	—	
資格外活動	82,931	13,130	96,897	12,532	108,091	13,148	11.6	4.9	
身分に基づく在留資格	223,820	115,747	253,361	113,116	296,834	126,897	17.2	12.2	
「うち永住者」	92,441	38,171	112,502	42,216	136,982	50,809	21.8	20.4	
「うち日本人の配偶者等」	57,439	28,524	63,347	26,304	70,899	27,514	11.9	4.6	
「うち定住者」	70,895	47,668	73,673	43,146	83,817	46,664	13.8	8.2	
不明	—	—	—	—	103	21	—	—	
中国(香港等を含む)	210,578	39,390	249,325	41,280	287,105	45,762	15.2	10.9	
韓国	20,661	4,555	25,468	4,932	28,921	5,320	13.6	7.9	
フィリピン	40,544	16,405	48,859	17,061	61,710	21,634	26.3	26.8	
ブラジル	99,179	71,094	104,323	66,255	116,363	70,034	11.5	5.7	
ペルー	15,317	9,098	18,548	9,764	23,360	11,848	25.9	21.3	
G 8+オーストラリア+ニュージーランド	39,968	7,641	43,714	7,255	46,221	7,727	5.7	6.5	
「うちアメリカ」	17,075	3,281	18,477	3,037	19,557	3,274	5.8	7.8	
「うちイギリス」	6,662	1,332	7,307	1,237	7,648	1,255	4.7	1.5	
その他	60,151	15,013	72,581	15,978	86,302	18,696	18.9	17.0	

注: 「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における①事業所のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数、②外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。